

「選定療養費」について

初診時・再診時にかかる選定療養費について

紹介状なしで受診する場合に、診療費とは別に、初診時の選定療養費、再診時の選定療養費の徴収が義務づけられています。(厚生労働省より)

受付時に同意書へのサインと選定療養費の支払いが生じます

初診時選定療養費

他の医療機関からの紹介状をお持ちではない初診の方は初診時にご負担いただきます。

7,700円
(税込)

再診時選定療養費

病状が安定し、他の医療機関へ文書により紹介した後も、自らの意志により紹介状を持たずに当院当該科へ受診された場合に、受診の都度ご負担いただきます。

3,300円
(税込)

ご負担の対象となる方

- 紹介状を持参せず、直接来院された初診患者様

ご負担の不要な方

- 他院からの紹介状(診療情報提供書)をお持ちいただいた患者様
- 緊急な診療を必要とされる患者様(救急車による搬送等)
- 今回の診療科は初めてだが、当院の別の診療科に通院されている患者様
- 公費負担医療制度を利用している場合

ご不明な点がございましたら、

1階受付・総合案内 にお問い合わせください